

第13号様式（第38条関係）

5多環資第919号

令和6年3月15日

許可第 11 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県入間市狭山台三丁目2番地9

氏名 株式会社遠藤商会

代表取締役 遠藤 孝一 殿

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

多摩市長 阿部 裕行



複製記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 一般廃棄物の種類 | 厨芥・紙屑・繊維屑・木屑   |
| 2 事業の区分    | 収集・運搬  |
| 3 運搬先      | 多摩清掃工場<br>バイオエナジー株式会社（東京都大田区）<br>ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市） |
| 4 作業区域     | 多摩市内   |
| 5 許可の有効期間  | 令和6年 4月 1日から<br>令和8年 3月 31日まで                              |
| 6 許可条件     | なし   |

(裏面あり)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表とする者は多摩市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変更事項		
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容
年 月 日 第 号		

複製